

令和 3 年 4 月 16 日 17 時 30 分～  
県庁西庁舎 6 階 災害対策本部室

○ (副本部長 (くらし安全防災局長))

本会議開催前に事務連絡させていただきます。このあと 19 時から一都三県の首長によるウェブ会議に出席している局長さんにつきましては、そこまで席にいられるようお願いいたします。なお、スカイプ参加者につきましては、本部会議終了後、速やかに退室していただければと存じます。よろしくお願いいたします。

それではただいまから、第 31 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催させていただきます。まず初めに、本部長であります黒岩知事から一言よろしくお願いいたします。

○ (本部長 (知事))

お疲れ様です。昨日の本部会議で、特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用を国に要請することを決定し、私から西村大臣に電話連絡いたしました。

本日、国の対策本部会議におきまして、本県が正式に指定される見込みであります。

本県では、先月 21 日に緊急事態宣言が解除されて以来、リバウンド防止期間として、県内の実情に応じた様々な感染拡大防止対策を実施して参りましたが、これ以上の感染拡大を抑え、三度の緊急事態宣言を避けるためにも、更なる感染拡大防止策が必要であります。本日は、まん延防止等重点措置にかかる県の実施方針などについて、しっかりと協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ (副本部長 (くらし安全防災局長))

本日の議題は、まん延防止等重点措置の指定に伴う本県の対応でございます。パワーポイントの資料をご覧ください。説明の前に申し上げますが、本日、国のほうで午前中に諮問委員会が行われまして、そこで基本的対処方針の変更について、ご了解をいただいたと伺っております。

なお、今回あえて新旧対照表をつけておりませんが、内容的には、本県を含めて、4 県を加えるという内容でございますので、資料としての添付は省略をさせていただきましたので、あらかじめご了解いただきたいと思います。

それでは、まん延防止等重点措置の指定に伴う本県の対応について、お諮りをしたいと存じます。右下 1 ページをご覧ください。

まん延防止等重点措置の概要ですが、昨日の議論を踏まえ、まん延防止等重点措置を実施する区域、いわゆる措置区域であります。横浜市、川崎市、相模原市としたいと考えています。また、措置を実施する期間につきましては、これ国の決定事項でございますが、令和 3 年 4 月 20 日から令和 3 年 5 月 11 日までの 22 日間ということでございます。実施する措置の内容につきましては、昨日の本部会議で、まん延防止等重点措置の適用にあたってというペーパーをご紹介いたしましたけれども、それに倣った形で、県民への要請、事業者への要請等々、6 項目にわたって、これから説明をさせていただきたいと存じます。

おめくりいただきまして、2 ページであります。まず初めに、県民の皆様への要請であります。これにつきましては、措置区域、その他区域含め、県内全域でお願いしていきたいと考えております。一つ目は、生活に必要な場合を除く、外出自粛の要請でございます。生活に必要な例としては赤枠に囲った通りでございます。また、時短を要請している時間以降開いている飲食店について、利用をしないで欲しいという自粛、これをお願いして参りたいと思っております。

感染対策が徹底されていない飲食店、本県におきましては、感染防止対策取組書が掲示されて

いないお店、その利用自粛について協力をお願いして参ります。また昨今、話題になっております、路上等での飲酒、いわゆる路上飲みと言われているものについても、やめていただきたいと考えてございます。また、従前から本県で取り組んでおります、昼夜を問わずマスク飲食の実践、さらには、国の方で掲げております、感染リスクが高まる五つの場面、米印の通りでございますが、ただ、在宅勤務や時差出勤など周知、これを徹底していきたいと考えてございます。

空白のスライド、飛ばしまして、4ページ、5ページをご覧いただきたいと存じます。事業者の皆様への要請として、まずは、飲食店等に対する要請であります。具体的な対象は、下の5ページ別表1ということでございます。4ページに戻っていただきまして、左側が措置区域の3市、右側がこの3市を除いたその他区域に何を求めるかということでございますが、一番大きなポイントは、一番上。営業時間の短縮要請、法的な根拠が措置区域とその他区域で、若干異なっております。措置区域におきましては、31条の6第1項に基づき20時まで、酒類の提供は19時までを要請したいと考えています。その他区域につきましては、24条の9項に基づきまして、21時までです。酒類の提供は20時までということで、1時間の差がございます。

次の箱になりますが、まん延防止等の措置につきましては、従業員に対し検査を受けることの勧奨等の記載がございます。これについては、法の31条の6の第1項に記載があるものなどがございますけれども、その他区域におきましては、24条の9項に基づきまして、同様の対応をお願いしていきたいと考えております。また、措置区域につきましては、これらの要請に対して応じていただけない場合については、命令・公表・立入検査・過料など強い措置がございますが、その他区域については適用外となります。

また、すべての店舗に対して、ガイドラインを守っていただきたいという要請が国からも強く求められておりますし、今、様々な話題となっておりますが、飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備の利用自粛要請、いわゆる昼カラ等でクラスターが全国的に発生している状況を踏まえまして、飲食をメインとしているカラオケスナックですとか、そういったところについて設備を利用自粛して欲しいというものを事業者に要請するものであります。

おめくりいただきまして、6ページ、7ページでございますが、飲食店等以外のその他の施設、具体的には、下のページにありますとおり、遊興施設等々でありますけれども、これらにつきましては、働きかけ、法によらない働きかけをお願いしたいと考えています。6ページに、営業時間の短縮の協力依頼、措置区域については、飲食店等に対して、法に基づき20時までの要請をしておりますが、これにできれば合わせていただきたいという協力の依頼。その他区域につきましては、21時までで、お願いしたいと考えています。

対象となる施設は記載のとおり。また、右側には人数上限、イベント等の人数上限を記載をさせていただきます。また、6ページの左下小さくありますが、これらの店舗に対しても、ガイドラインの遵守要請をして参りたいと思います。

次に8ページでございます。イベントの関係でございますが、措置区域である横浜、川崎、相模原市、その他区域を含めまして、国の事務連絡に準拠いたしまして、人数上限は5000人ということにしたいと思っております。昨日、私の発言の中で、措置区域とその他区域を分けるというような発言をさせていただいたところでございますが、制度的には可能ではありますけれども、国の事務連絡について、技術的助言として、県全域が5000人を上限とすることがありましたので、それに合わせさせていただきました。また、営業時間につきましても、飲食店に要請をしている以上、働きかけということで、措置区域は20時まで、措置区域以外につきましては21時までということでございます。

また、イベント主催者等へガイドラインを守っていただくことの要請、さらには、入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけなど、引き続き感染防止対策を求めて参ります。

9ページをご覧いただきたいと存じます。その他事業者への要請ということで、これは、措置区域、その他区域とも県内全域を対象に、テレワークの徹底ということで、出勤者等の出勤者数

の7割削減について、働きかけを行って参ります。また、国が示しております、感染リスクが高まる五つの場面を避けるなど、通勤や在勤時の密を防ぐ取組みの働きかけ、さらには、基本的な感染防止対策の徹底はもとより、従業員に対して、会食の自粛を呼びかけるよう働きかけを行って参ります。

また、大学や学校への要請ですが、これは従前も議論がありましたけれども、授業等に対する要請というよりも、むしろ、それ以外の日常の活動に対する要請というニュアンスでございます。大学や学校に対して、学生や生徒が、まずは基本的な感染防止対策、これを徹底するように働き呼びかけていただきたい。また、学生たちなどが、会食をしないように自粛を呼びかけていただきたいということを要請する。また、大学や学校自身が、感染防止のために所要の処置を講じていただきたいということを要請させていただく。また、校内活動とは別に、寮生活であったり、あるいは、クラブ、部活動といった集団行動においてクラスター等も発生しておりますことから、そういった場面の感染防止対策の徹底、これを要請したいと考えております。

10 ページに参りまして、措置の実効性、こうした措置の実効性を確保するための取組みについてのパワポでございます。これらにつきましても、対象は措置区域とその他区域ともに、県内全域に対しての要請、取組みでございます。1 マル目、時短要請に対応いただいた協力金の支給でございます。詳細は後程、産業労働局長からご説明いただきますが、アウトラインだけ私の方から説明いたします。新たに規模別の協力金制度を導入いたします。売上高方式、または売上高減少額方式であります。措置区域に対して、つまり3市の中の事業者に対しては、協力いただいた場合、中小企業であれば、1日あたり4万円から10万円。大企業であれば、1日あたり20万円までということでございます。その区域につきましても、規模別の協力金を導入させていただき、中小企業が1日あたり2.5から7.5万円。大企業は20万円までということでございます。支給条件にあたりましては、感染防止対策取組書等の提示、マスク飲食の推奨といった、これまでの条件を継続していきたいと考えています。次のマルでございますけれども、個別店舗に対して、まずは時短営業に協力をしていただくということで、協力いただけていないところの見回り訪問、こういったものもやって参りますし、感染防止対策の取組状況を確認していく。さらには、後程、政策局長から詳細にご説明いただきますが、マスク飲食実施店制度、こういったものの啓発を行って参ります。また、あらゆる広報媒体を通じて、外出自粛要請、さらには時短要請の詳細、協力金の詳細等について周知をして参ります。

11 ページであります。飲食店の訪問と神奈川らしい認証制度のイメージであります。これまで本県では、左の黒い字にありますとおり、感染防止対策取組書という本県独自の取組みを行って参り、店舗の環境に応じて、店舗の皆様が自ら行うことについて、見える化というのを行って参りました。こうした中、飲食店について、できればすべて訪問して、ガイドラインの遵守等を行って欲しいという国の要請に応えるためには、これまで職員が、様々、店舗訪問を行って参りましたが、数がかなり大きくなりますので、委託も導入しながら体制を拡充して参りたいと存じます。また、訪問の流れとしましては、措置区域とされた3市から順次その他地域へと動きを拡大していきたいと考えています。具体的には、国が掲げる基本の4項目、マスク飲食、アクリル板、消毒、換気、これらについて確認をするとともに、本県独自の取組書の登録項目を実践していただけるかどうかを確認します。また、登録所の取組みに店舗に対して、さらに取組みを拡充して欲しいというような働きかけ、さらには、取組書が掲示されていないお店に対しても、この取組みをしていただきたい、というような登録促進を進めて参ります。これを一歩進めまして、店舗が申請し、認証書を発行する認証制度というものを構築していきたいと考えております。具体的には、マスク飲食実施店、客に対しマスク飲食を丁寧に説明する等々について、制度を設けて参りたいと考えて思います。これにつきましても、後程、詳細を政策局長からご説明いただきます。また、これも実施店については、緑色に記載のとおり、様々なインセンティブを検討していくという内容であります。

次の12番のスライドにつきましては、医療提供体制の確保ということですので、大変恐縮ですが、健康医療局長からご説明をお願いします。

○（健康医療局長）

はい、健康医療局です。医療提供体制の確保についてです。まず対象地域は、県内全域ということですが、(1)の病床確保についてですけれども、医療機関との協定、それぞれの医療機関が迅速に病床を拡大していただくために締結した協定に基づく、フェーズに応じた病床の確保に努めてまいります。なお、この病床については括弧書きに記載のとおり、昨日の本部会議で、最大確保病床の増床1555から1790これを決定していただきました。実際のフェーズの適用について後程、阿南先生からご説明いただきたいと思います。

それから2つ目のまる 後方支援病院の充実、搬送体制の確保、カッコ書きにありますように、後方支援病床が昨年末、205床から現在605床まで拡大をしている、それから、変異株患者入院措置等の見直しによりまして病床の有効活用を図っていきたくと考えております。

(2)の自宅療養支援体制でございますけれども、1つ目のまる、地域療養の神奈川モデル藤沢で実証をしておりますけれども、これのさらなる展開を図るとともに、二つ目のまる、血中酸素飽和量に着目した健康観察支援、自宅療養の支援、それから、かながわ緊急酸素投与センターの運用状況等によりまして、自宅療養体制についても整えていきたくと考えています。

(3)の宿泊療養ですけれども、新たな宿泊療養施設500室の確保を新たに確保したものを含めて、その利用率の向上に向けた検討を行って参りたいという風に考えております。

(4)の医療機関福祉施設への感染拡大防止について、1丸目、指導助言等を行うとともに、2丸目、CCATの早期投入なども行ってまいります。

(5)検査体制の充実ですけれども、変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査の拡充を図って参ります。それから二丸目3丸目ですけれども、高齢者施設の従事者、それから障害者施設の従事者への定期検査を実施していきたくと考えております。

最後4つめ目のまるですが、国事業として、市中区事業所、大学でのモニタリング検査も実施していきたくと考えています。

○（阿南医療危機対策統括官）

昨日もお話がありましたように、国の方から、重点措置の適用に応じて、都道府県に求められる内容として、しっかりと病床が確保できる。そういう中で、具体的には最大病床の確保ということが文言上書かれてございますが、昨日この中で、第3波ですけれども、第3波の1.5倍の患者が発生しても、耐える状況まで病床が確保できている。このお話させていただきました。さらにですね、これをもっと悪い条件。短期になれば大阪を想定して、大阪のような入院患者の増加、こういったことがあった場合でも耐える、

それを想定した場合に、フェーズあげを、すべきか、すべきでないか、こういったことをシミュレーションしてみました。これをフェーズごとに、2、3、4とありますが、3週間のスパンをおいて、右側の最大のところから逆に辿ってみます。角度として大阪の増加のスピードというものはこの線で示したラインになります。右側の1790の85%ラインのところ、到達するということから逆に辿りまして3週間3週間辿った場合、仮に大阪のスピードで、病床が使われたとしても、フェーズⅡ、のところ575という数字がございますが、575の数字に達したところで、フェーズ上げをすれば、病床としては、足りるだろうということをシミュレーションしています。

大阪では重症患者さんのことも問題になっていきますので、同様に、重症病床に関して第三波の波がこの点線でございますが、同様に、大阪のスピードで重症患者が増えたときに、どのようになるかということ。これも右から辿っていきます。最大199から辿っていった場合に、フェーズ

2のところ、73までいったところで、フェーズ上げをすれば、ぎりぎり追いつくラインにあると、こういうことでございます。例えば第3波のことを考えると、この重症に関しても先ほど病床全体でいいましても、フェーズⅡのまま、足りる病床数ということでございます。

そのようなことを踏まえまして、要は我々、この重点措置を取ったとしても、病床がしっかり確保できているということが目標、目的でありますので、必ずしもフェーズ上げを現段階する、そういう状況ではない。これ裏返しでいいますと、通常医療と並立して、今はしっかりと他の医療もやっておいていただく。そういう時期であるということ踏まえまして、現段階ではフェーズ上げをしない。という選択肢がよろしいのではないかと考えてございます。

#### ○（副本部長（くらし安全防災局長））

それではパワーポイントの資料に戻っていただきまして、最後14ページになります。県機関の取組み及びその他の取組みということで、県の機関における取組みであります。これにつきましては措置区域、その他区域ともに、県内全域で、県機関の取組み、別途定める県の基本方針に沿って、県民利用施設の休館等の対応を行って参ります。その他の取組みとして、まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民、事業者に対しまして、国の施策と連携して、きめ細かな支援に努めるとともに、様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充して参ります。

以上、昨日の資料を踏まえた上で、本県として、まん延防止等重点措置の指定に伴って、こうした対応をしていきたいという内容でございます。次に、先ほど詳細にご説明させていただいた、協力金の関係について、別のホチキス資料がございますので、産業労働局長の方からご説明をお願いします。

#### ○（産業労働局長）

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、第9弾についてでございます。1のまん延防止等重点措置の適用地域。横浜市、川崎市、相模原市についてでございますが、まず要請対象施設は、飲食店営業、喫茶店営業の許可を受けた飲食店等です。時短要請内容でございますが、4月20日から5月11日までの22日間、20時までの営業時間の短縮です。

想定対象店舗数でございますが、この3市で約2万4000店舗と見込んでおります。協力金の所要額でございますが、この部分で約317億円と見込んでおりまして、事業規模に応じて交付をいたします。

具体的には、その下の中小企業でございますが、売上高方式としまして、前年度または前々年度の売上高の、これ日々の売上高の4割を一日の協力金額といたします。この場合下限の金額が1日当たり4万円から、また上限が1日当たり10万円となります。大企業でございます。大企業は売上高減少額方式としまして、実際の売上額の減少額の4割を支払うということで、こちら協力金の下限はございません。また、上限は1日あたり20万円となります。参考に下のグラフをご覧ください。中小企業の売上高方式を記載しております。グラフの縦軸は、協力金の額でございます、1日あたり1店舗当たりの協力金の額です。横軸は、お店の売上高を1日あたり1店舗当たりということで示しています。10万円までの1日当たりの売上額があるお店については、協力金額は、4万円この一定額をお支払いします。また10万円から25万円まで、お店に対しては、その売上高の4割を、協力金といたします。また、交付するにあたっては、1000円単位で協力金をお支払いします。また、1日あたり25万円以上の、お店については上限10万円を1日当たりの金額としてお支払いします。次のページをお願いします。

2のその他の地域（横浜市、川崎市、相模原市を除く県域）についてでございます。こちらの時短要請内容でございますが、4月20日から5月11日までの22日間、こちらは21時までの時短要請でございます。

想定対象店舗数は約1万6000店舗ということでございます。協力金の所要額は約150億円と見込んでおりまして、こちらについても事業規模に応じて交付をいたします。中小企業でございますが、先ほどと同じく、売上げ高方式でございますが、こちらの場合は、前年度または前々年度の一日の売上額の3割をお支払いするというようになっておりまして、1日あたりの協力金の金額は、下限が2.5万円、上限が7.5万円となっております。

また大企業につきましても、先ほどと同様で売上高減少額方式をとっております。実際の売上高の減少額の4割をお支払いします。この場合も、上限が1日当たり20万円または、前年度前前年度の売上高の3割のいずれか低い方、これが上限となります。

このページの下の部分、四角の中でございます。協力金の所要額についての合計でございます。そうしますと措置区域分が317億円、その他域分が150億円、また事務費約11億円、合計しまして478億円を見込んでいます。次のページでございます。

ふたつフローチャートを置いておりますが、協力金額の判定方法を記載しております。上のフローチャートは横浜市、川崎市、相模原市にあるお店についてでございます。

左上のまず中小企業かどうかということから始まりまして、中小企業であれば、右側に行きまして、前年または前々年度の4、5月の飲食部門における1日当たりの売上高が、以下のどれに当たるかということで、右のほうに進んでいただいで、具体的な協力金額を求めていることとなります。また下半分のフローチャートは政令3市を除く県域の場合のフローチャートを示しております。最後のページをお願いします。

協力金第8弾の対象期間等の変更についてでございます。神奈川県がまん延防止等重点措置区域に指定されたことに伴い、現在行っている時短要請の終期が4月21日から4月19日に変更されたことから、協力金第8弾の対象期間もその終期を4月21日から4月19日に変更いたします。また、それに伴いまして、協力金の最大交付額もその資料に記載のとおり変更いたします。

#### ○（副本部長（くらし安全防災局長））

続きまして、まずマスク飲食実施店認証制度の関係で、二つの資料に基づきまして、政策局長よろしく申し上げます。

#### ○（副本部長（政策局長））

マスク飲食実施店認証制度の創設についてです。資料1ページの図にあるように、県内には飲食店が約50,000件ありますが、その8割を超える店舗に感染防止対策取組書の登録をいただいております。今後、未登録店については登録の促進に努め、その拡大をしていきたい。また、これと併せて、登録をされている店舗についても、取組項目の拡充を促していくと同時に、マスク飲食にスポットをあて、その実施店の認証を進めていきたいと考えています。

2ページをご覧ください。このマスク飲食実施店でございますが、コンセプトとしては、これまでの推奨という段階から、実施店、完全実施店ということで進めていきたいと考えております。位置付けとしては、感染防止対策取組書の発展形という形で考えております。目指す姿としては、飲食店に入る際にマスク着用のドレスコード化、そして、実際に食事を口に運ぶとき以外はマスクを着用すること。飲食店の中で会話をするときにはマスクを着用することをルール化していきたいと考えております。

構成としましては下のピラミッドをご覧くださいと思います。一番下のところで、マスク飲食の推奨店が大体4万件程度に増えて参りました。その中で実際にマスク飲食を実施していただいていることを県が認証いたします。その中でも、優れた取組をされているところを、完全実施店ということで、表彰したいと考えております。その下のフロー図ですが、推奨店からの申請、県民からの推薦を受けた店舗について、県の方で、現地調査を行い、また、現場の声等を調査、確認し、実施店の認証を行いたいと考えております。その後も県民モニター等の協力を受け

て、様々な評価評判を確認し、特にすぐれた店舗については、表彰をしたいと考えております。

4ページをご覧ください。マスク飲食実施店が行うことですが、もともと感染防止対策取組書を登録している店舗ですので、その取組をまずベースとし、併せて、アクリル板の設置や手指消毒の徹底、換気の徹底といった基本的な感染防止対策に加え、1～9として記載のあるマスク飲食関係の取組を行っていただきたい。これだけ高い感染防止対策をされるということですので、営業時間の短縮要請から外すといったことも、今後、国と調整していきたいと考えております。また、マスク飲食実施店へのインセンティブとしては、県のホームページ、或いは新聞広告で、そうした取組を、広く発信していきたいと考えております。また、卓上POPや鏡付きのPOP、マスク等を提供していきたいと考えております。

続いてSNSを活用したマスク飲食普及啓発をご覧ください。1ページにありますが、これまで基本的な感染防止対策、MASK、これを徹底して参りました。そうした中で特に飲食の場は、飛沫感染のリスクが高いため、会話をする際にはマスクをしていただくというマスク飲食を推奨して参りました。2ページをご覧ください。マスク飲食といたしまして、長時間の飲食の場合には、マスクをしたまま片方の耳の紐の部分をもって紐を外し、食べ物を口に運んでいただく。そして会話をするときにはマスクを着用していただく。また、短時間の飲食の場合であれば、料理がくるまでは、マスクをしたまま会話を楽しみ、食べるときにはマスクを外していただいて黙って食事をしていただく。そして、食べ終わったらまたマスクをして会話を楽しむというようなや、或いは、ご自分のハンカチで口元を塞ぎながら会話をするというようなことなども、飲食の形態として考えております。

3ページですけれども、マスク飲食の普及の取組としては、記載のような取組を行っております。4ページをご覧ください。さらなるマスク飲食の推奨についてです。マスク飲食の認知度自体は非常に上がってきております。県内調査によると96%の方がマスク飲食をご存知で、なおかつ、その目的について正しく理解しているということでもあります。しかし、なかなか実践するまでには至っていないというのが現状です。また、お店の方でも、お客様に対して、一、二度は注意を促すことができても、重ねてということ難しいといった声がございます。そうした中で、現在、若い世代中心に感染者が増えてきているというところをとらえ、昼夜を問わずマスク飲食の実践が必要ということで、自分事として考えていただき、より多くの方に実践していただくため、SNSを活用したマスク飲食の普及啓発を図りたいと考えております。

5ページをご覧ください。このSNSを活用したマスク飲食として、Instagramやtwitterで、実際に工夫をしながらマスク飲食をされている様子をアップしていただきたいと考えております。6ページをご覧ください。キャンペーン名は「神奈川マスク飲食」といたしまして、4月20日から5か月間、SNSで個人アカウントをお持ちの方に、神奈川マスク飲食公式アカウントをフォローしていただいて、マスク飲食を実践している写真や動画にハッシュタグ、「マスク飲食実践中」を付けて、アップしていただきたいと考えております。7ページをご覧ください。応募された投稿者の中から抽選で、国産の個包装不織布マスク、これは民間企業から、県が寄付を受けたマスクですが、これを1年分400枚プレゼントしたいと考えております。投稿については、県内の方に限りませんが、申し訳ありませんが、民間企業から県が寄付を受けたマスクですので、プレゼントについては県民に限らせていただきます。総計20万枚ということで、5か月間毎月100名ずつ1年分をプレゼントする、というような形で進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございます。まん延防止等重点措置の指定に伴う本県の施策について、一括してご説明いたしました。ここまで、ご質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○（副本部長（首藤副知事））

フェーズ2のままで良いという意見に賛成の立場から発言させていただきます。

フェーズ2自体、確保病床数が拡大しており、パワーアップしているということで、これまでのフェーズ2から一段力が増している。また、当県は入院基準が明確になっているので、モニタリングの体制がしっかりしている。それから後方のベッドをしっかり確保できており、そのマッチングシステムがあるということ。さらに想定外の急激な拡大に備えてHOTセンター（酸素投与施設）が準備されていること。そして、色々なシミュレーションをする上で、第3波の急激な患者数の伸びと、今の大阪でも、変異株感染の拡大がリアルなファクトとして、シミュレーションを可能にしているということ、様々な形でのショックアブソーバーが仕組まれているということと、シミュレーションがデータとして可能になっているということ、かなり精緻な予想をしながら対策を打っていけるということが、今のフェーズ2のままで良いということに対して、賛成する理由であります。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ほかありましたらお願いします。

○（副本部長（武井副知事））

先ほど協力金についての説明がありました。これは第8弾の協力金について、時短要請が県内全域、即ち重点措置区域であるか否かを問わず、4月21日までは、21時の時短要請をしている。そして一律4万円の協力金という制度ですけれど、今回のまん延防止等重点措置の適用を受けて、4月20日から新たな協力金制度が始まるということでもありますから、政令3市の飲食店については今までは、4月21日まで21時の時短要請をしておりますが、4月20日から、20時の対応です。事業者の方が少し勘違いされて、4月21日まで21時まで営業すると協力金の支給対象から外れるという理解でよろしいでしょうか。

○（産業労働局長）

措置区域については、4月20日から時間要請は20時でお願いしておりますので、21時まで営業された場合は協力金のお支払いはできなくなります。

○（副本部長（武井副知事））

4月21日はすぐでありますので、その周知はあらゆる媒体で、事業者の皆さんに誤解が生じないように徹底していただきたい。

もう一点、協力金の1ページにあります。大企業の場合は売上高の減少額方式というものを採用しております。売上減少額に対して、その4割を支給するというのが基本的なスキームですが、売上高の減少は、いつの売り上げと比べて減ったのかと、そこを詳しく説明願いたい。

○（産業労働局長）

今、4月から5月の時短要請をしておりますから、前年度または前々年度の4月5月の売上と時短要請をしているこの4月と5月の実際の売上額、それを比較して減少額の4割を協力金の額とするということです。またその場合の上限額は1日20万円ということです。

○（副本部長（小坂橋副知事））

今、まん延防止等重点措置の区域については、国が20日から、4万円～10万円という制度にしているわけですが、一方で、まん延防止等重点措置区域以外の所については、もともとリバウン



ド防止期間として 21 日まで別の適用をして、残すことが可能になっているわけです。

あえてまん延防止等重点措置に合わせないで、それ以外のエリアについては、21 日までこれまでの制度を継続した上で、22 日から新たな制度に切り替えるということも可能かと思うのですが、この 4 月 20 日から 5 月 11 日まで、実際の売上げと比較しまして、あえてまん延防止等重点措置区域と同じように 20 日から 2.5 万円に切り替える。そうすると、2 日間の間でありますが、もともと 4 万円貰えると思っていた人が一番低い方だと 2.5 万円に減ってしまうわけです。セットで切り替えるということは何らかの理由があるのかと思いますが、その説明をお願いいたします。

○（産業労働局長）

これまではリバウンド防止期間ということで、全県一律 1 店舗あたり 1 日 4 万円を交付しておりました。今回まん延防止等重点措置が適用されることにより、措置区域以外のお店についても規模別の協力金制度を 4 月 20 日から適用したいと思っております。

今、ご指摘いただきましたように、そのエリアの皆さんにとっては最低ラインが今まで一律の 4 万円でしたが、今度は最低ラインが 2.5 万円。中小企業の場合です。また、売上げに応じて 7.5 万円まで支給できるという、金額が変動するというものになります。これまでも一律の交付金を交付していた際に、大規模な事業者にとっては十分ではないといった声や小規模な事業者は貰いすぎではないかといった声がありました。今回規模別の協力金という制度を導入するに至った経緯については、協力金に対する不公平感を是正するというのを、全国知事会を通じて要望をしていたところ、国が規模別の協力金制度を設計してくれたということです。また、国の方から、まん延防止等重点措置区域に指定された場合は全県域で可能であれば新たな協力金制度を適用したいという強い意向が示されております。さらに、本県と同時にまん延防止等重点措置区域に適用された千葉・埼玉についても、指定の日である 4 月 20 日から全県域で規模別の制度を適用すると聞いているため、それにも歩調を合わせたいと考えております。したがって本県も全県域で規模別の協力金を初日から適用したいということで、事業者の皆様のご理解を賜りたいと思っております。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ほかにいかがでしょうか。

○（本部長（黒岩知事））

今の点は、誤解を生みやすいところなので、しっかりと説明するよう徹底をお願いします。冒頭の県民への要請の中で、この生活に必要な場合を除く外出自粛の要請。この生活に必要な場合の例ということで、いろいろ書いてありますが、出勤、通学が入っています。その一方で、東京都の小池知事は昨日、都道府県を越える移動は、エッセンシャルワーカーを除く通勤、これも含めて、東京に来ないでくださいと、こういうふうな強いメッセージを出されたわけでありすけれども。このあと一都三県の知事同士で、議論をするのですが神奈川県のスタンスとしては、そのエッセンシャルワーカーを除く全ての通勤は、止めるってということではないということでしょうか。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

本県としては、まずは、東京との関連性が非常に強い毎日のように 100 万人近い方が、関わっていきたい方が、東京に通勤通学通勤している。だからこそ、首都圏 1 都 3 県がこれまで、一体となって共同の取組みを行ってきたという基本の理解があります。

そうした中で、エッセンシャルワーカー以外、通勤通学もやめてくださいというようなことに

なりますと、本来、1都3県の生活圏の一体ということで取り組んできていたその根底が崩れると考えていますので、本県としては、通勤や通学、これは生活に必要な都道府県間の移動だと考えておりますので、そういったものを除く、レジャーとかそういうものについてはご遠慮いただきたいという考え方をしておりますが、通勤通学をいわゆる生活に必要で、やむを得ず都道府県間を移動する。そういったことについても、否定する考えは持っておりません。

○（本部長（黒岩知事））

マスク飲食実施店のインセンティブと書いてあるところの上に、小さい字で、営業時間短縮要請からの除外とあり、これが入ればすごいインセンティブだと思うのですが、この見通しはどうか。

○（副本部長（政策局長））

これについては、国とこれからの調整ということですので、まだ見通しがたっているところではありません。

千葉県さんは、同様の話をインセンティブとして持ち込んだんですけども、それについては、国のほうは感染防止を図る上で、国の方から交付金を得て、そして、協力金を出しているというような状況にあって、それを一つのカードのような形で、インセンティブにするのはいかかなものかというようなお話があったとは聞いております。

むしろ私どもが考えているのは、これだけ高いレベルでの感染防止対策。いう形の中でマスク飲食実施店ということをやっていきますので、我々としては、直接的なインセンティブと言うよりも、それだけの取組がされているということであれば、そうした飲食店については、この時短要請対象から除いても、そこで感染が広がることはないのではないかということ、国のほうにこれから、十分に説明をしていきたいと、そのためにもこれで、実際に、実施店になっていただいて、そここのところ、どれだけの実績が出てきているかというようなことを併せて今後、国の方に、データとしてお示ししながら、調整をしていきたいというふうに考えている段階でございます。

○（本部長（黒岩知事））

それは、今、まん延防止重点措置の話と緊急事態宣言の時の時短の話とは別ですね。それがないうちでも、ついこの間、今も時短要請をしているわけですよ。その両方の措置がない場合でも、これは国に対して要請しなきゃいけないということですか。

○（副本部長（政策局長））

その通りです。私ども最初はまん延防止、それから、緊急事態宣言、その時には、難しいだろうということで考えておりました、24条の方であれば可能ではないかと考えておりましたけれども、先ほど申し上げた通り、そこに対して交付金を背景にした形での協力金、こういったものを出している関係上、国との調整が必要であるということでございまして、そここのところについては、同様に調整が必要だということで考えております

○（本部長（黒岩知事））

これは我々の独自の策ですから、実を挙げて、是非インセンティブのあるような形で進めていきたいという風に思います。

○（副本部長（政策局長））

直接的なインセンティブとして掲げるかどうかは別といたしまして、やはりこれだけ高い感染

防止対策という形での取組になりますので、そうしたところを国の方に訴えていきたいというふうに考えております。それが反射的に、事業者の皆さんが見たときは、大きなインセンティブとして考えていただけるのだろうなというふうに考えます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ほかいかがでございましょうか、よろしいですか。それでは本部長にお伺いしたいと存じます。これまで説明してきた内容を、まん延防止等重点措置の指定を受けた本県として、5月11日まで、一部5月11日以降の取組みもございしますが、これで進めていくということによりよいということと、先ほど阿南統括官からご説明があった、現時点でフェーズの上げをしないということについて、よろしいでしょうか。

○（本部長（黒岩知事））

了解しました。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

ありがとうございます。それでは本部長のご了解をいただきましたので、ただいま説明した内容で進めさせていただきたいと存じます。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

続けさせていただきます。そのあとの資料につきましてでございますが、特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県の実施方針。前回の本部会議でもお話したとおり、元々、対処方針というのは本県持っておりますが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置になった場合には実施方針を掲げるということで、ただいまご報告したものを文字にすると、このような形になるということでございますので、中身についての詳細は省略させていただきます。このような形で実施方針を定めたいと考えております。

また、次のホチキス止めで対処方針がございます。これは、本日一部改定をさせていただきたいというものであります。具体的な改定箇所は、5ページであります。病床確保フェーズにつきまして、昨日、即応病床数の変更がございましたので、新しい数字に置き換えた、最大1790に置き換えたというところがございます。内容については、すでにご了解済みかと思っております。

また、6ページ。イベントにつきましては、従前は若干緩和するというのを昨日削除させていただきましたが、4月20日以降につきましては、5000人上限ということで、これは今後履歴として残すという意味も含めて、修正をさせていただきたいと存じます。さらに、実施方針の中で、県機関のことについては、県の基本方針で別途定めるといことがございます。これを本日修正したいと思っております。

次のホチキスどめ資料でございますが、（2）県民利用施設につきまして、これまでは当面、令和3年4月21日までの間はこういう対応をとるよという、リバウンド防止期間に合わせていたわけですが、この括弧の4月21日までっていうものは切らせていただきたいと考えております。では、ここの当面というのは、いつまでなんだっていうことにつきましては、今回においては、5月11日までということは補足させていただいていただきます。あえて明文として数字は掲げないとさせていただきます。

それから、一部まん延防止等重点措置が指定されることに伴いまして、別添資料の2になろうかと存じますが、県教育委員会の今後の教育活動について、若干の修正がございますので、こちらについては教育長からよろしく申し上げます。

○（教育長）

それでは別添資料の2、県教育委員会における今後の教育活動等についてでございます。1の(1)の県立学校、重点措置の実施期間中特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえまして、感染防止対策をより一層徹底しながら対応をまいります。

高等学校と中等教育学校につきましては、これまでと同様に朝の時差通学、これを引き続き徹底をまいります。

特別支援学校につきましては、時差通学と、短縮授業ということで行っておりますので、引き続き徹底をまいります。

括弧の中でございますが、児童生徒の対応。基本的な対応について、学習活動についてや、午後の部活動については、これまでも、リバウンド防止期間におきまして、慎重に対応してまいりましたので、引き続き徹底をまいります。

修学旅行でございますが、重点措置の実施期間中は修学旅行等の宿泊を伴う行事については、1学年、300名、400名の生徒が長時間の移動、集団での宿泊ということになりますので、感染リスクを考えまして、この期間については、延期または中止といたします。

これまでも慎重に判断するというので、各学校において、延期・中止にしてきたということですが、この期間については、延期または中止でございます。

それから、その下の丸ですが、重点措置の実施中、宿泊を伴わない校外活動、いわゆる遠足等でございますが、これの県境を越えるものについては、延期または中止いたします。

ほとんどの県立高校は、遠足等については県内ですが、一部東京等がございます。

そういったものについては、実施時期をずらすなり、あるいは県内にするなり、そうした工夫をお願いしたいと思っております。

基本的には生徒の思いを考えれば、非常に私自身苦しいところですが、この期間については実施を控えていただくと各学校に、要請をまいります。

(2)の市町村立学校でございますが、こうした県立学校の対応を踏まえていただきまして、それぞれの地域における感染状況に応じた、対応をとるよう市町村教育委員会には依頼をまいります。

県立の社会教育施設における対応でございますが、引き続き感染防止対策を徹底しながら、博物館、美術館については事前予約制また図書館については、19時30分まで、川崎図書館がやっておりますが、これを19時までということで、あと記載の通りの対応をまいります。

この対応につきましては、速やかに、県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知を発出する予定でございます。

○(副本部長(くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございました。ただいま実施方針、対処方針、基本方針、これについて改定のご説明をさせていただきましたが、それらに対して何かございますでしょうか。よろしいですか。内容的には、さきほどのパワポ資料と重複いたしますので、それでは実施方針、対処方針、基本方針について、このような形で策定あるいは改定をすることで本部長よろしいでしょうか。

○(本部長(黒岩知事))

はい、了解しました。

○(副本部長(くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございました。本日の議題は以上でございます。まん延防止等重点措置の指定に伴う本県の対応が決まりましたので、ここで改めて、本部長であります黒岩知事から県民、事業者の皆様へメッセージをいただきたいと思います。

○（本部長（黒岩知事））

それでは知事メッセージを読み上げます。先月 21 日に、緊急事態宣言が解除されて以来、本県では、感染のリバウンドを防止するため、県民や事業所の皆さんに、不要不急の外出自粛や、21 時までの時間営業等を要請してまいりました。

皆様のご理解、ご協力のおかげで、本県の感染状況はステージⅡ相当まで大きく改善しましたが、4 月に入って、新規感染者は再び増加傾向となり、現在は、緊急事態宣言中の 2 月中旬と同じ水準となっております。また、感染者急増の予兆と言われる若い世代の感染割合が高まっており、さらに変異株の感染も広がっています。

本県の新規感染者は、ここ 3 日間連続して、1 日当たり 200 人を超えています。

振り返ってみて、200 人を最初に超えたのは、昨年 11 月中旬でした。その後、急速に感染拡大を招き、約 1 か月半後には、2 度目の緊急事態宣言となりました。

こうした経験から、感染の兆候を的確に捉え、早期の対策を講じることで、感染の急増を回避することが重要と考え、昨日、国に対して特措法に基づく、まん延防止等重点措置の適用を要請いたしました。これを受け、本日、国は、本県を 4 月 20 日から 5 月 11 日までの 22 日間、まん延防止等重点措置の区域に指定しました、併せて、県は、横浜市、川崎市、相模原市の 3 市を、「措置区域」に決定しました。

県民、事業者の皆さんには、さらなる感染拡大を抑え、三度の緊急事態宣言を回避するため、次の事項を強く要請します。

県民の皆様へ、生活に必要な場合を除き、外出は自粛してください。また、通勤や通学などの場合を除いて、都道府県間の移動は控えてください。

感染防止対策取組書等の掲示がない店は利用しないでください。特に、時短要請をしている時間以降に飲食店を利用することは避けてください。

昼夜を問わず、外食する場合は、マスクを着用するマスク飲食を実践してください。県は、マスク飲食が新たなマナーとして広がっていくために、様々な取組を進めていきます。

路上などでの飲酒、いわゆる、路上飲みはやめてください。県は、関係機関と連携して、繁華街等の巡回を行います。

事業者の皆さんへ、4 月 21 日までの間、県内全ての飲食店等に要請していた 21 時までの営業時間の短縮要請を次のとおり改めます。

4 月 20 日から 5 月 11 日までの間は措置区域内の飲食店等は、営業時間は 20 時まで、酒類の提供は 19 時まで。その他区域内の飲食店等は、営業時間は 21 時まで。酒類の提供は 20 時まで。

飲食店等では、マスク飲食をはじめ、手指消毒、アクリル板の設置、換気など基本的な感染防止対策を徹底してください。

県は、これらの対策について、店舗を直接訪問して、確認させていただき取組を行います。さらに、マスク飲食を積極的に実践する店舗を認証し、応援する「マスク飲食実施店」認証制度を創設いたします。時短要請に応じていただいた店舗には協力金を支給します。支給にあたっては、引き続き、感染防止対策取組書等の掲示とマスク飲食の推奨を条件とします。また、4 月 20 日からは措置区域、その他区域とも、新たに店舗の事業規模に応じた協力金を支給します。

いわゆる昼カラでのクラスターが全国で多く発生しています。飲食を主として業としている店舗では、カラオケ設備の利用を自粛してください。

イベントは、人数上限を 5,000 人としてください。営業時間は、措置区域では 20 時まで、それ以外の区域では、21 時までとするようお願いいたします。

職場では、出勤者数の 7 割削減を目指し、引き続き、テレワークやローテーション勤務をお願いいたします。

また、時差出勤、昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組や、従業員への会食自粛等の働きかけをお願いいたします。

県はいわゆる第3波の減少を踏まえて、神奈川モデル認定医療機関と個別に協定を締結し、最大確保病床数を1,555床から、1,790床に拡大するとともに、5段階のフェーズに応じた病床数を再設定するなど、医療提供体制をさらに強化しています。

これからゴールデンウィークを迎え、人の移動が活発化する時期になりますが、感染拡大の兆候がある今の段階で、私たち一人ひとりが基本的な感染防止対策にしっかりと取り組めば、1月のような感染の急拡大を抑えこむことができます。県民総ぐるみで、この難局を乗り越えるようご協力をよろしくお願いします。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

はい、ありがとうございました。それでは、本日の本部会議これで終了させていただきます。ありがとうございました。

○（副本部長（武井副知事））

最後に職員に対して、まん延防止等重点措置の具体的な対応について、本部長に決定いただいたところですが、今回の対応の協力金について、先ほど説明したように、売上規模に応じたもの、これまでよりも遥かに複雑になっていきます。要するに職員の手間が相当増えてまいります。加えて、飲食店の見回りの強化でありますとか、繁華街の巡回等々です。やはり職員のマンパワーがどうしても必要となってくる。

今、コロナ対応で全庁から、450名規模の応援体制を組んでいますけれども、おそらくこれでは足りなくなってくるのが想定される中であって、今でもその応援職員を派遣して、残った職員で通常業務をこなして頂いているわけですが、さらに増えるとなるとさらに少ない職員で通常業務をやっていかなければならないということでもありますので、コロナ対応をやりつつ、通常業務もこなし、なおかつ職員の負担軽減、働き方改革もやってくださいという、非常に難しいオペレーションをこれからやっていかなければならない。

是非とも、各局長におかれては、それぞれの所管の業務を抜本的に見直していただく。或いは、その業務のプロセスで無駄な所はないか、改めて徹底して見直しをしていただき、しっかりした応援体制のもとで、コロナ対策を行っていきたいと思います。各局長におかれては、指導力を発揮してください。この点については知事からもご発言いただきたいと思います。

○（本部長（黒岩知事））

協力金を何度もお渡しする作業というのは膨大な手間暇がかかる仕事であります。今回は段階的にということになりますので、大変な労力です。全庁コロナ対策をさらに強化しなければ乗り切れないということなので、皆さんの協力よろしく願いいたします。

○（副本部長（くらし安全防災局長））

それでは以上で本部会議を終了します。